

大川市議会第2回定例会会議録

令和元年6月28日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	西田学	9番	古賀寿典
2番	馬淵清博	10番	遠藤博昭
3番	宮崎貴仁	11番	箴島かおる
4番	宮崎稔子	12番	吉川一寿
5番	龍誠一	13番	古賀龍彦
6番	内藤栄治	14番	川野栄美子
7番	平木一朗	15番	永島守
8番	永島幸夫		

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市長	倉重良一
副市長	石橋徳治
教育長	記伊哲也
会計管理課長 (兼) 会計課長	志牟田達也
人事秘書課長	馬淵嘉臣
総務課長 (併) 選挙管理委員会事務局長	古賀収
企画課長	橋本浩一
農業水産課長 (併) 農業委員会事務局長	中島聖佳

上 下 水 道 課 長 佐 田 重 徳
学 校 教 育 課 長 石 橋 正 隆
監 査 事 務 局 長 岡 貴 代 美

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 石 橋 英 治
議 会 事 務 局 書 記 吉 田 嘉 久
議 会 事 務 局 書 記 近 藤 美 和 子
議 会 事 務 局 書 記 溝 上 希

4. 付議事件

1. 委 員 長 報 告
1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決
1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
1. 閉 会 の 宣 告

午前9時30分 開議

○議長（川野栄美子君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、総務委員会に付託しておりました議案第5号 消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について外2件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、永島守君。

○総務委員長（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第5号 消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について外2件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第5号 消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、本年10月1日から消費税率が引き上げられることに伴い、公共施設の使用料等に消費税相当額を転嫁するため、関係条例の整備を行おうとするものであります。今回の条例改正につきましては、使用料の基礎額の見直し等を伴わない、単純に8%を10%に引き上げる部分の条例改正に加え、消費税率の引き上げにあわせて、これまでの内税方式を外税方式に改め、使用料の見直し等を行うものを含めて、15本の関係条例をまとめ、1つの条例で整備しようとするものであります。

委員会では、まず、大川市立小学校並びに中学校施設使用条例に関し、運動場を使用する際は、露店その他の物品販売や興行に類する催物等についての使用料を規定しているが、どの程度収納があるのかただしたところ、平成29年度では8,540円を徴収しており、その主なものは、小学校運動会での露店出店である旨の答弁がなされました。

次に、大川市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例に関し、新旧対照表では改正後の施設使用料が下がっているが、その理由についてただしたところ、改正前は内税方式で施設使用料を規定していたが、改正後はほかの公共施設と同じように外税方式で規定しており、改正前の施設使用料を100分の108で割り戻しをしているため、改正後の施設使用料が少ない額となっている。なお、改正後は規定している施設使用料に100分の110を乗じるため、従前より10円程度アップする旨の答弁がなされたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第6号 大川市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、公共用地を先行取得し、事業の円滑な執行を図ることを目的として設置された土地開発基金について、今日までの社会情勢の変化とともに公共用地を先行取得する必要性が薄れ、今後も基金を活用することが見込めないことから、当該基金を廃止しようとするものであります。

現在、基金で保有している財産の状況は、土地に関するものでは城町の駐車場、長町の駐車場、筑邦銀行の裏にある駐車場の3か所で、いずれも商店街の来客用の駐車場として活用がなされている状況になっております。

また、基金を廃止した後の財産の取り扱いは、現金については財政調整基金に組みかえ、土地については公有財産に移しかえを行い、当分の間は、今と同じような管理をしていくものであります。

委員会では、基金廃止後、そのまま売却することを考えていないのかただしたところ、現在も商店街と契約を交わし、無償で貸与しており、当面は現状のままで取り組んでいきたい旨の答弁がなされました。

さらに、委員からは、現在無償で貸与しているので、売却するとなるといろいろ問題もあると思うが、売却するということが検討課題の一つにして捉えていただきたい旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第18号 平成31年度大川市一般会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正を行おうとするものであり、その概要は次のとおりであります。

総務費には、財政調整基金積立金12,704千円、森林環境譲与税基金積立金365千円が計上されております。

民生費には、介護保険低所得者保険料軽減繰出金19,924千円、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業に要する経費1,363千円が計上されております。

商工費には、森林環境譲与税を活用した地域木材活用促進事業費補助金1,000千円が計上されております。

教育費には、小学校における基礎学力の定着を図る実践研究に要する経費200千円、また三又小学校移転改修工事設計業務委託料40,000千円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は75,556千円となったところでありますが、これらの財源といたしましては、歳出に見合う地方譲与税、国庫支出金、県支出金、繰入金及び市債をもって充当するとのことでありました。

地方債の補正につきましては、小学校施設整備事業に係る限度額の変更を行おうとするものであります。

委員会では、10款2項3目学校建設費の三又小学校移転改修工事設計業務委託料の内容についてただしましたところ、設計の内容は約3,000平方メートルある三又中学校校舎の小学

校移転に伴う内部、外部の改修工事が主なものであり、あわせて小学校の環境に見合うような外構の再整備設計を行う旨の答弁がなされました。

さらに委員会では、より具体的な設計内容について説明を求めたところ、現在の三又中学校は築年数も40年ほど経過しており、今後30年は使用できる長寿命化改良工事を行う計画であり、具体的な内容としては、外壁や屋上防水の改修、内部の床、壁、天井を全て外し、給排水、配線・配管等の全てを更新し、室内環境については、小学校基準に見合う階段の蹴上げ高さに改修し、トイレの洋式化、手すりの設置等、充実した室内環境の整備を考えている旨の答弁がなされたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第5号 消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 大川市土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成31年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第8号 大川市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について外5件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、遠藤博昭君。

○文教厚生委員長（遠藤博昭君）（登壇）

おはようございます。私は文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第8号 大川市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について外5件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第8号 大川市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、来年4月の統合中学校開校に伴い、廃校となる大川市立三又中学校の跡地に大川市立三又小学校を移転するため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、現在の三又小学校の位置を中古賀198番地から、現在の三又中学校の位置である中古賀110番地1に変更するとのこととあります。

委員会では、三又小学校を改修し、継続して使用する場合と三又中学校の跡地に移転する場合との費用対効果についてただしたところ、学校の統合に関しては、児童・生徒数の減少に伴う学校規模の適正化と、公共施設の適正管理の観点から、今後、公共施設の床面積を34%削減していくという考え方がある。仮に、現小学校の校舎の長寿命化改良工事を行うとすれば約770,000千円と試算される。一方、中学校を小学校として使用する場合、床面積を約600平方メートル削減することが可能となるので、約120,000千円少ない費用での改修が見

込める旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第9号 大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、家庭的保育事業者等による連携施設の確保等に関する要件が緩和されたため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める場合は、一定の条件を満たせば、連携施設の確保を不要とする。また、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、市長が適当と認める場合は、連携施設の確保を不要とする。次に、連携施設に関する経過措置の期限については、さらに5年間延長し、家庭的保育事業の食事の提供については、家庭的保育事業者の居宅以外で保育を提供している場合も、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を10年間とするとのことであります。

委員会では、本市で実施している事業者はないということだが、近隣自治体で実施している事業者はあるのかただしたところ、小規模保育事業や事業所内保育事業については、筑後市・久留米市・みやま市等に実施している事業者がある旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第10号 大川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、放課後児童支援員の資格要件が変更されたため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、これまで放課後児童支援員の資格取得のための研修については、都道府県知事のみが実施できるという規定であったが、これに加え、指定都市の長も実施できるようになるとのことであります。

委員会では、学童保育所は放課後児童支援員の資格を有しない方も採用しているのかただしたところ、各学童保育所運営委員会においては、資格を有しない方も採用されており、市としては、全員が放課後児童支援員の資格を取ってほしいと考えているので、年次計画を立てて、各学童保育所には研修を受けられるように協力をお願いしている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第11号 大川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、消費税率の引き上げ及び八女西部広域事務組合等のごみ処理手数料の状況を踏まえ、資源ごみの高度分別化及び燃やせるごみの減量化を促進するため、廃棄物処理手数料について、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、指定ごみ袋は耐久性がなく破れやすいが、ごみ袋の値段を抑えるために現在のごみ袋になったのかただしたところ、ごみ袋はうまく燃やすために他のごみと攪拌させる必要があり、ある程度破れるようにできているが、本年は、少し強度を増すために、ごみ袋の厚さを従来より1割増しの0.033ミリとし、発注を行っている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第12号 大川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行により、所得の低い第1号被保険者の保険料について、減額賦課をする場合に減じる割合が拡大されたため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、本年10月以降の消費税率引き上げによる財源確保に伴い、介護保険の1号保険料のうち、所得の低い第1段階から第3段階について、所得段階別に保険料を減額するというもので、本年度は、10月から半年分の減額となるため、令和2年度以降の完全実施時の半分の水準になる。具体的には、第1段階が28,800円から24千円に、第2段階が41,700円から33,700円に、第3段階が48,100円から46,500円に減額されるとのことでありま

す。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号 平成31年度大川市介護保険事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、議案第12号 大川市介護保険条例の一部を改正する条例に関連するもので、所得の低い第1段階から第3段階について保険料を減額するため、歳入について、第1号被保険者保険料を19,924千円減額し、その減額分を補填するため、介護保険低所得者保険料軽減繰入金を19,924千円増額しようとするものであります。

なお、介護保険低所得者保険料軽減繰入金の財源負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1であるとのことであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（川野栄美子君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第8号 大川市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 大川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 大川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 大川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成31年度大川市介護保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第7号 大川市森林環境譲与税基金条例の制定について外5件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、吉川一寿君。

○産業建設委員長（吉川一寿君）（登壇）

私は、産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第7号 大川市森林環境譲与税基金条例の制定について外5件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第7号 大川市森林環境譲与税基金条例の制定について御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が本年4月1日に施行され、今年度より森林環境譲与税が譲与されることに伴い、これを基金として積み立て、森林の整備及びその促進に関する施策の費用に充てるため、条例の制定を行おうとするものであります。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の目的といたしましては、森林の有する公益的機能の維持増進を図るために、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に充てるための財源として、森林環境税を創設するものであります。その収入額に相当する額を森林環境譲与税として、市町村及び都道府県に対して譲与されるものであります。

森林環境税は、昭和6年度（188ページで訂正）から国税として、個人住民税均等割とあわせて年額1千円を賦課徴収され、今年度から暫定的に譲与税特別会計における借り入れにより対応し、市町村及び都道府県に対して譲与が開始されるとのことです。

森林環境譲与税の市への譲与計画及び見込み額については、福岡県の試算によると、平成31年度から令和3年度までは年額1,365千円の見込みであり、その後、段階的にふえていき、令和15年度には4,607千円譲与される見込みであります。

委員会では、まず、森林環境譲与税の用途についてただしたところ、基金への積み立てのほか、国産材を利用した大川の木工製品・ふるさと家具と題したPR用パンフレットの作成等への一部助成に充てる旨の答弁がなされました。

これに対し、用途によって森林環境譲与税が増額されるかただしたところ、人口割で増減することはあるが、用途によって増減することはない旨の答弁がなされました。

さらに、木育を活用して、インテリア事業の振興やPRにつながるよう使っていただきました

い旨の要望がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号 大川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、消費税率の引き上げ及び福岡県道路占用料徴収条例が昨年4月に改正されたことから、これに準じ、所要の改正を行おうとするものであります。

現在の占用物件にかかわる主なものといたしましては、電話柱を620円から630円に10円の引き上げ、N T Tの地下埋設管路等を長さ1メートルにつき37円から38円に1円の引き上げなどであります。

委員会では、まず占用料の総額についてただしたところ、年度当初の占用物件において、年間約4,500千円である旨の答弁がなされました。

さらに、占用料は全てにおいて消費税が課税されるかただしたところ、道路占用料は、土地の貸し付けに係る対価に該当し、その貸付期間が1か月未満である場合を除き、非課税となる旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号 大川市用排水路管理条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案も、消費税率の引き上げ及び水路の占用物件に係る占用料の適正化を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

主な占用料の改定といたしましては、送電塔を面積1平方メートルにつき1,200円から1,300円に100円の引き上げなどあります。宅地・通路橋梁等については、他市の状況等を勘案し、現行の額に据え置いているとのことであります。

委員会では、占用料の総額についてただしたところ、年度当初の占用物件において、約10,630千円である旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号 大川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し

上げます。

説明によりますと、本案も、消費税率の引き上げ及び都市公園における占用物件に係る占用料の適正化を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、消費税率の引き上げに伴い、下水道使用料に消費税相当額を転嫁するなどの所要の改正を行おうとするものであります。あわせて使用料の表示については、消費税を含む額から消費税を含まない額へ変更したものであります。

委員会では、消費税を含まない額に変更した理由についてただしたところ、他市の状況などを勘案し、改正した旨の答弁がなされました。

これに対し、市民に対してわかりにくいのではないかとただしたところ、ホームページ等では消費税を含む金額を表示している旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号 大川市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案も、消費税率の引き上げ及び関係法令の一部改正等に伴い、水道料金等に消費税相当額を転嫁するなどの所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、水道料金の改定についての考えをただしたところ、平成29年度上水道事業経営戦略のシミュレーションにおいて、令和5年度までに20%程度の料金改定をしたほうがよいという説明をしていたが、今後は収支状況等を見据えて、状況が変われば早いうちに報告をしたい旨の答弁がなされました。

これに対し、水道料金の改定は、市民の生活に直接関係するものであり、簡単にできるものではない。民営化の動きもあるので、今後しっかり検討を行っていただきたい旨の要望がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

1 ページのところで読み間違いがあったそうでございますので、訂正をいたします。森林環境税について、「令和6年度」というところを「昭和6年度」と発言をいたしましたので、訂正をいたします。

○議長（川野栄美子君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。10番。

○10番（遠藤博昭君）

1つ御質問をしたいんですけど、よろしいですか。

○議長（川野栄美子君）

どうぞ。

○10番（遠藤博昭君）

この環境税に関して、令和6年から国税が発するのに、譲与税が平成31年から発生するというのはどういう状況でこういうことが起こっているのか、ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

○議長（川野栄美子君）

産業建設委員長、お答えをお願いします。（「もう一回よかですか」と呼ぶ者あり）

○10番（遠藤博昭君）

1 ページですけど、税金自体は令和6年度から国税として国民に税金を払いなさいというのが徴収されるというふうに書いてあるんですけど、譲与税はもう既に平成31年度から市町村に支払われるという、どういう状況でこういう自体が発生したのか、その経緯をお尋ねしたいんですけど。

○議長（川野栄美子君）

じゃ、委員長、その経緯を委員会でされたと思いますので、お答えをお願いいたします。吉川委員長。

○産業建設委員長（吉川一寿君）

もう徴収するべきですね、国から交付をするということで。

○議長（川野栄美子君）

10番遠藤議員。

○10番（遠藤博昭君）

今のお答えは、国が譲与税を先に予算として計上して、支払いは後からでいいというような条例になっているということですか。（「うん、そうですね」と呼ぶ者あり）

○議長（川野栄美子君）

手を挙げてお願いします。吉川委員長。

○産業建設委員長（吉川一寿君）

はい、そうです。

○議長（川野栄美子君）

そうということ。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかにいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第7号 大川市森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 大川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 大川市用排水路管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 大川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 大川市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

3番宮崎貴仁君、4番宮崎稔子君、以上2名を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

なお、ここで市長からの発言の申し出がっておりますので、この際、お願いいたします。

○市長（倉重良一君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、提案いたしました議案につきまして、慎重に御審議の上、

御議決を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

また、審議の過程におきまして議員の皆様から賜りました貴重な御意見や御助言等につきましては十分に尊重し、市政運営に活かしてまいりたいというふうに考えております。

引き続き、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます、簡単ではございますけれども、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

これにて令和元年第2回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時12分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 川 野 栄美子

大川市議会議員 宮 崎 貴 仁

大川市議会議員 宮 崎 稔 子